

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

第一 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正

一 題名を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に改正するとともに、目的に船舶からの排出ガスによる大気汚染等の防止を加えるため、所要の改正を行うこと。(題名及び第一条関係)

二 船舶からの排出ガスの放出の規制(第四章の二関係)

1 船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出基準を政令で定めることとし、国土交通大臣の行う放出量確認及び原動機取扱手引書の承認を受けることを義務付けること。(第十九条の三から第十九

九条の五まで関係)

2 1の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認を受けた原動機には、国際大気汚染防止原動機証書を交付すること。(第十九条の六関係)

3 一定の船舶に設置される原動機は、承認を受けた原動機取扱手引書等に従い、船舶に設置し、及び運転することを義務付けること。(第十九条の七及び第十九条の九関係)

4 船舶に使用される燃料油について、海域ごとに、硫黄分の濃度が基準に適合するものの使用を義務付けること。（第十九条の二十一関係）

5 国土交通大臣が指定する港湾において揮発性有機化合物を放出する貨物の積込みが行われる一定の船舶について、当該物質の放出による大気汚染を防止するための設備の設置及び貨物の積込み時の当該設備の使用を義務付けること。（第十九条の二十三及び第十九条の二十四関係）

6 船舶は、オゾン層破壊物質を含む設備を設置等して航行の用に供してはならないこととすること。（第十九条の二十五関係）

三 船舶内において生ずる一定の油等について船舶における焼却を禁止するとともに、これ以外の油等を焼却する場合には技術基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いて行うことを義務付けること。（第四章の三関係）

四 船舶の大気汚染防止検査対象設備に関する検査等（第四章の四関係）

1 一定の船舶は、その大気汚染防止検査対象設備が技術基準に適合していることについて、国土交通大臣の行う定期検査、中間検査等の検査を受けなければならないこととすること。（第十九条の三十

六、第十九条の三十八及び第十九条の三十九関係)

2 定期検査に合格した船舶には、海洋汚染等防止証書を交付することとし、さらに、国際航海に従事する船舶には、国際海洋汚染等防止証書を交付することとする。 (第十九条の三十七及び第十九条の四十三関係)

3 国土交通大臣は、その大気汚染防止検査対象設備が技術基準に適合していないと認められる船舶に対し、証書の返納、大気汚染防止検査対象設備の改造等を命じ、又は航行停止処分等を行うことができることとする。 (第十九条の四十八関係)

4 国土交通大臣は、本邦の港等にある外国船舶について、その大気汚染防止検査対象設備等が技術基準に適合していないと認められる場合には、大気汚染防止検査対象設備の改造等を命じ、又は航行停止処分等を行うことができることとする。 (第十九条の五十一関係)

五 その他

1 独立行政法人海上災害防止センターの主たる事務所の所在地を神奈川県とすること。 (第四十二条の十六関係)

2 その他所要の改正を行うこととする。

第二 揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正

一 目的に重油について海洋汚染等の防止に関する国際約束の適確な実施を確保するために必要な措置を講ずることを加えるとともに、重油及び重油販売業者の定義を規定すること。（第一条及び第二条関係）

二 重油の品質の確保（第三章第四節関係）

1 重油販売業者について、重油販売業者が重油の規格に適合しない物を船舶等の燃料用の重油として販売することを禁止するとともに、特定の船舶等の燃料として販売するときはその使用者に対して書面の交付及び試料の提出並びに当該書面の写しの保存を義務付けること。（第十七条の十一関係）

2 重油生産業者等について、重油生産業者等が重油を船舶等の燃料として販売しようとするときは、当該重油が重油規格に適合することについての確認を義務付けるとともに、特定の船舶等の燃料として販売する重油販売業者から書面の交付を求められたときは当該書面の交付を義務付けること。（第十七条の十二関係）

十七条の十二関係）

三 その他所要の改正を行うこととする。

第三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正

- 一 船舶からのふん尿等の排出を防止するための規制に関する経過措置の期間を五年以上十年以内において政令で定める期間とすること等所要の改正を行うこと。（附則第十条及び第十一条関係）
- 二 その他所要の改正を行うこととする。

第四 施行期日

この法律は、原則として千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。（附則第一条関係）

第五 その他

- 一 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めること。（附則第二条から第十九条まで関係）
- 二 関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第二十条から第二十九条まで関係）